

土岐市ホームページ再構築業務委託  
プロポーザル実施要領

令和4年5月  
土岐市市長公室秘書広報課

## 土岐市ホームページ再構築業務委託プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

土岐市ホームページは、平成 27 年から現行の CMS を導入し運用している。この間、私たちの暮らしにおける情報化は一段と進展し、災害時など緊急時の情報発信手段としてウェブサイトの重要性が高まり、コロナ禍においてその傾向は顕著となっている。また、スマートフォン等携帯端末の普及もあり、ウェブサイトのユーザビリティ・アクセシビリティがより求められるようになった。

こうした中、閲覧者が必要な情報に辿り着きやすいようページの分類や内容の見直し、ナビゲーションの最適化と検索機能の向上を図るとともに、CMS の機能により可能な限りウェブアクセシビリティ規格に準拠したページ、統一感のあるページの作成を可能とすることで、職員のページ更新作業の負担を軽減させる必要がある。

この実施要領は、これらの課題を解決するにあたり、価格評価のみならず企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた事業者に本業務を委託するため、委託業務の内容、プロポーザルの参加要件等を定めるものである。

### 2. 業務の概要

#### 2.1 業務の名称

土岐市ホームページ再構築業務委託（以下「本業務」という。）

#### 2.2 業務の内容及び仕様

別紙「土岐市ホームページ再構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### 2.3 業務の期間

契約締結の日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（ただし、再構築後の公開予定日は令和 5 年 3 月 1 日とする。）

#### 2.4 提案上限金額

17,371,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※契約金額は、当市の予算の範囲内において、業務委託仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

※見積書の金額がこの額を超える場合は、その者の提案は無効とする。

※令和 5 年 4 月 1 日からの運用・保守業務委託契約は、当市の会計年度毎に、本業務の受託者と締結することを想定している。

【参考：令和 4 年度の運用・保守に係る予算額】

年額 1,885,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 3 プロポーザルに関する事項

#### 3.1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、次の(1)から(8)までの条件を満たすものとする。なお、契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加者は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 土岐市指名競争入札名簿（物品購入・役務提供等）に登録のある法人であること。（プロポーザル参加申込受付期間の期限までに登録した法人も認める）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 当市の指名停止措置を、プロポーザル参加申込受付期間開始日から当該業務の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) ISO27001 認証及び JIS Q 15001 認証（プライバシーマーク）のいずれも取得していること。
- (8) 募集開始の日の前日から過去3年間に、土岐市と同等の規模（人口5.5万人）以上の市または特別区と直接契約し、本業務に類する業務を完了した実績を5件以上有すること。

#### 3.2 スケジュール

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| (1) 実施要領等の公表         | 令和4年5月9日（月）          |
| (2) 参加申込書受付期間        | 令和4年5月9日（月）～5月20日（金） |
| (3) 質問書の受付期間         | 令和4年5月9日（月）～5月13日（金） |
| (4) 質問書に対する最終回答      | 令和4年5月18日（水）         |
| (5) 参加資格の通知          | 令和4年5月25日（水）         |
| (6) 企画提案書等各書類提出期限    | 令和4年6月7日（火）          |
| (7) 第1次審査            | 令和4年6月16日（木）（予定）     |
| (8) 第2次審査及びプレゼンテーション | 令和4年6月27日（月）（予定）     |
| (9) 最終審査結果の通知        | 令和4年7月上旬（予定）         |
| (10) 契約締結            | 令和4年7月中旬（予定）         |

#### 3.3 実施要領及び仕様書等の配布

- (1) 配布期間 令和4年5月9日（月）～5月20日（金）
- (2) 入手方法 土岐市ホームページからダウンロードすること。  
(<https://www.city.toki.lg.jp/>)
- (3) 様式  
(様式1) プロポーザル参加申込書

- (様式2) 法人概要書
- (様式3) 業務実績調書
- (様式4-1) CMS機能要件対応表・(様式4-2) データセンター要件対応表
- (様式5) 質問書
- (様式6) 辞退届

### 3.4 参加申込書の提出

- (1) 受付期限 令和4年5月20日(金)
- (2) 提出書類
  - (様式1) プロポーザル参加申込書 1部(代表者印を押印したもの)
  - (様式2) 法人概要書 1部
  - (様式3) 業務実績調書 1部
- (3) 提出方法
 

持参又は郵送。持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。

### 3.5 質問書の受付及び回答

- (1) 質問書の受付期間 令和4年5月9日(月)～5月13日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法 (様式5) 質問書を電子メールで送付すること。
  - 提出先 [koho@city.toki.lg.jp](mailto:koho@city.toki.lg.jp)
  - ※件名は「土岐市ホームページ再構築業務質疑」とすること。
  - ※質問書を発信したことを担当窓口へ電話で連絡すること。(閉庁時間を除く)
  - ※(1)の期間を過ぎたもののほか、電話やFAX、訪問による質問は受け付けない。
- (3) 回答方法 令和4年5月18日(水)までに土岐市ホームページに掲載する。
  - ※質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。また、質問に対する回答は、本プロポーザルに関する追加又は修正とみなす。

### 3.6 企画提案書等審査書類の提出

- (1) 受付期限 令和4年6月7日(火)
- (2) 提出書類
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>(任意様式) 企画提案書</li> <li>(様式4-1) CMS機能要件対応表</li> <li>(様式4-2) データセンター要件対応表</li> <li>(任意様式) 見積書</li> </ul>	}	<p>正本各1部・電子データ(CD-R)1枚</p> <p>正本1部(代表者印を押印したもの)</p>
--	---	---
- (3) 提出方法
 

秘書広報課広報広聴係へ持参又は郵送。持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は受付期間内必着とする。

### 3.7 企画提案書などの作成

### 3.7.1 企画提案書の作成

【別紙2】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

### 3.7.2 見積書の作成

#### (1) 構築費用

設計関連費、デザイン費、CMS導入費、外部ASP導入費、サーバなどの環境構築費、データ移行費、研修費、他機能導入費、令和4年度保守費など、再構築業務にかかる全ての費用の合計を記載すること。ただし、構築費用の合計金額は17,371,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。提案金額が上回った者の提案は無効とする。

#### (2) 保守費用

令和5年度以降の単年度のハードウェア、ソフトウェアなど、システム保守にかかる全ての費用の合計を記載すること。保守費用については、2年目以降も特別な理由なく増額することは認めない。

## 3.8 審査に関する事項

### 3.8.1 審査、評価方法

- (1) 本業務の受託者を選定するため、土岐市ホームページ再構築業務委託事業者選定評価委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会の構成は非公表とする。
- (3) 評価は、「土岐市ホームページ再構築業務委託事業者選定審査要領」（以下「審査要領」という。）により実施する。

### 3.8.2 第1次審査（書類審査）

参加資格要件を満たし、かつ構築費用の提案価格が提案上限金額の範囲内にある者について、選定委員会において第1次審査を行い、評価点の上位3者を第1次審査通過者とする。

第1次審査の結果は、その結果にかかわらず、プロポーザル参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。

### 3.8.3 第2次審査（デモンストレーション及びプレゼンテーション審査）

第1次審査通過者によるデモンストレーション及びプレゼンテーション（45分）及び質疑応答（15分）の合計60分（準備、片付け含む）により第2次審査を行う。時間、会場等の詳細は、文書等で通知する。

- (1) デモンストレーション及びプレゼンテーションは、提出された企画提案書を用いて行うこと。補足資料としてプレゼンテーションソフト等を使用することを認めるが、資料の追加配付は認めない。
- (2) プロジェクター及びスクリーンは当市が用意するが、パソコンや機器の持ち込みも認める。
- (3) 第2次審査への出席人数は3人以内とすること。

- (4) デモンストレーション及びプレゼンテーションは、本業務を受託した際の責任者又は従事者が行うこと。
- (5) 感染症等の状況により、対面での実施が困難な場合は、Web会議システム上で行う場合がある。
- (6) 第2次審査の結果は、その結果にかかわらず、第2次審査参加者へ電子メールで通知する。

#### 3.8.4 審査結果及び優先交渉権者の公表

第1次審査及び第2次審査の総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。選定委員会における審査の結果は、本プロポーザルの完了後、市公式ホームページに掲載し、公表するものとする。ただし、審査の内容はこの限りでない。

### 3.9 契約

#### 3.9.1 契約の締結

優先交渉権者と提案内容に基づいて協議を行い、整った場合、本業務にかかる契約を締結する。

なお、本業務の全てを再委託することは認めない。ただし、一部を再委託する必要がある場合は、当市と協議の上、その承認を得るものとする。

#### 3.9.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が本業務の委託契約を締結できない事由が発生した場合又は協議が整わない場合は、次点交渉権者(基準点に満たない者を除く)と本業務について交渉を行う。

#### 3.9.3 契約条項等

土岐市契約規則などの定めるところによる。

#### 3.9.4 契約期間

##### (1) 本業務にかかる契約

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

##### (2) 運用保守にかかる業務委託契約

令和5年度以降の運用保守業務委託は、当市の会計年度毎に、本業務の受託者と別途契約締結することを想定している。

### 3.10 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 次のアからカのいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがある。

ア 本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示した場

合。

エ 提出書類に虚偽の記載を行った場合。

オ プロポーザル評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

(2) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

(3) 参加者から複数の企画提案書の提出は認めない。

(4) 期限後の提出書類の変更若しくは差し替え又は再提出は認めない。(軽微なものを除く)

(5) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

(7) その他

ア プロポーザル参加申込書等を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

イ 参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

ウ 提出書類は、土岐市情報公開条例（平成11年土岐市条例第26号）に基づく情報公開請求の対象となる。

エ 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、第1次審査又は第2次審査の日の前日午後5時15分までに、辞退届（様式6）を秘書広報課へ直接又は郵送により提出すること。

オ 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、第1次・第2次審査の評価点の合計が、配点の6割以上の得点となった場合に限り、契約候補者として選定する。

カ 審査経過、評価内容に関する問い合わせ及び審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

以上